平成31年第1回定例会(2月議会)

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料福祉環境 委員会提出資料

—— 追加提案分 ——

平成31年2月26日

健 康 福 祉 部

介護福祉士修学資金等貸付事業 (長寿社会課) ・・・・・・・・・ 1
 で書児・者施設整備補助事業 (障害福祉課) ・・・・・・・・・ 2

◎ 議案関係

◎ 予算関係(国補正予算等対応分)

1 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例案の概要 (地域・家庭福祉課) · · · · · 3

事 業 概 要

長 寿 社 会 課

事 業 名		内	容
介護福祉士修学資金等貸付事業 30,507千円 (国 30,507)	職した介護職員	下足が懸念される介護人材 員の再就職の準備及び介護 資金に対する貸付事業に要 (福)秋田県社会福祉協 33,897千円	職を目指す学生等の する経費について助
	4 補助金額	30,507千円 【33,897千円×9	/10(国負担分)】
	5 貸付内容		

貸付区分	対象者等	貸付上限額 返還免		返還免除要件
再就職準備資金	離職した介護職員 (1年以上の経験を有する者) 講習会参加経費等	1 回	2 0 万円	2年間、県内において介護職 員として従事
修学資金 (養成施設)	介護福祉士養成施設在学者 学費 入学準備金 就職準備金 国家試験受験対策費 生活費加算(生活保護基準)	月11年月額回回額額	5 万円 2 0 万円 2 0 万円 4 万円 3.5万円程度	5年間(過疎地域については 3年間)、県内において介護 職員として従事
修学資金 (実務者研修)	介護職員等 介護職員実務者研修受講費	1 回	2 0 万円	2年間、県内において介護職 員として従事

6 その他

県負担分(1/10相当額)については、貸付状況に応じて、各年度において予算措置する。

事 業 概 要

障害福祉課

事業名	内			容		
障害児・者施設整備 助事業 179,462千	障害福祉サービス することにより、障					備を促進
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2 事業内容					
119,64					(単位	ī:千円)
	- Alle	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)		補助額
	ノ (福)大館圏域ふくし会 グループホーム矢立育成園		A.I.E.R	共同生活援助	5	33,500
	(つくし森C) ショートステイ矢立育成園 (つくし森C)	大館市	創設	短期入所	1	
				福祉型障害児入所施設	10	
	(福)県北報公会	北秋田市	大規模 修繕等	施設入所支援	20	54,662
	大野岱吉野学園 			短期入所	4	
	(特非)障がい者自立生活センター 「ほっと大仙」		A.1==	共同生活援助	7	
	グループホーム銀のさじ(仮称)	大仙市 創記	創設	短期入所	2	33,500
	(福)水交会	+40=	創設	共同生活援助	10	33,500
	かわみなと寮			短期入所	1	33,500
	(福)偕行塾 グループホーム東(仮称)	湯沢市	創設	共同生活援助	7	24,300
	計			5施設		179,462
	3 補助率 国 1 / 2、県 1 /	4				

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例案の概要

地域·家庭福祉課

1 改正理由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(平成30年厚生労働省令第15号)による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第15号)の施行により、乳児院等の職員の資格要件について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入 所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に置かれる次に掲げる職員の 資格要件について所要の規定の整備を行うこととする。
 - ① 心理療法担当職員(第17条、第21条、第30条、第43条及び第46 条関係)
 - ② 母子支援員(第23条関係)
 - ③ 児童の遊びを指導する者(第27条関係)
 - ④ 児童指導員(第32条関係)
 - ⑤ 心理指導担当職員(第35条関係)
 - ⑥ 児童自立支援専門員(第48条関係)
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとする。

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

を修了した者を含む。第二十七条第二項第一号及び第三十二条定する専門職大学(以下「専門職大学」という。)の前期課程養成施設を卒業した者(学校教育法第八十三条の二第一項に規持ればならない。 (母子支援員の資格要件)	4 略 (職員)	等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	新
一直	4 略 (職員)	等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 5 前項の心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第 二十六号)第一条に規定する大学の学部 において、心理学を専 でする学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であ であって、個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同 において、心理学を専 (職員)	旧

二~五 略

(職員)

第二十七条 略

する者でなければならない。 2 前項の児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当

~ 一四 略

(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、ハ 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者学校又は中等教育学校の教諭の免許状 を有する者 一項に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第二条第

位を修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大 ○ 学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者 「を含む。」又は同条に規定する大学において、社会福祉学、 を含む。」又は同条に規定する大学において、社会福祉学、 で含む。」又は同条に規定する大学において、社会福祉学、 を含む。」又は同条に規定する大学において、社会福祉学、 を含む。」又は同条に規定する大学において、社会福祉学、 とるむ。」の規模を修めて専門職大学の前期課程を修了した者 でする、 でする。 でする、 でする。 でする、 でする、 でする、 でする、 でする、 でする、 でする、 でする、 でする。 でする

(<u>=</u>

学院への入学を認められた者

(職員)

第三十条 略

2 •

これに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくは4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学

二~五 略

.

第二十七条 略

する者でなければならない。2.前項の児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当

一~四 略 する者でなければならない。

Ŧī.

学校教育法の規定により、

同法第一条

学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者――に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等――

(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者

知事)が適当と認めたもの

学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する一学校教育法第一条に規定する大学において、社会福祉学、

学院への入学を認められた者位を修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学科若しくはこれらに相当する課程において優秀な成績で単少理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する工学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する工学、

第三十条 略

(職員)

2 · 3 略

これに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団の学部 において、心理学を専修する学科若しくは4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学

ると認められる者でなければならない。 の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有す

5

(児童指導員の資格要件)

ければならない。 児童指導員は、 次の各号のいずれかに該当する者でな

定により大学院への入学を認められた者 若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程 位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規 社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単 を修めて卒業した者又は同条に規定する大学 の号において同じ。)において、社会福祉学、 学校教育法第一条に規定する大学(短期大学を除く。 心理学、 において、 教育学 以下こ

状 を有する者であっ学校、義務教育学校、 教育職員免許法第一 を有する者であって、 一条第 高等学校又は中等教育学校の教諭の免許 知事が適当と認めたもの 項に規定する幼稚園、 小学校、中

第三十五条

これに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団 ると認められる者でなければならない。 の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有す (短期大学を除く。) において、心理学を専修する学科若しくは 前項の心理指導担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学

ると認められる者でなければならない。

の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有す

5

(児童指導員の資格要件)

第三十二条 ければならない。 児童指導員は、 次の各号のいずれかに該当する者でな

略

兀 学校教育法第一条に規定する大学の学部

定により大学院への入学を認められた者 位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規 社会福祉学、心理学、 を修めて卒業した者又は同条に規定する大学の学部において、 若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程 教育学若しくは社会学に関する科目の単 において、社会福祉学、 心理学、 教育学

五~七 略

学校、 資格を有する者であって、 学校教育法の規定により、 義務教育学校、 高等学校又は中等教育学校の教諭となる 知事が適当と認めたもの 同法第一条に規定する小学校、 中

(職員)

第三十五条

2 9

の学部 ると認められる者でなければならない。 の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有す これに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団 前項の心理指導担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学 において、 心理学を専修する学科若しくは

(職員)

第四十三条 略

2 略

3 集団の心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項 た者又は同条に規定する大学 理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し の経験を有するものでなければならない。 第一 (短期大学を除く。 項の心 理療法担当職員は、 以下この項において同じ。 学校教育法第 において、 心理学に関する科)において、 条に規定する大 心

4 略

(職員)

第四十六条 略

2 · 3 略

経験を有するものでなければならない。

「短期大学を除く。以下この項において同じ。」において、心理学の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項のの単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項のの単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項のの単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項のの単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の心理療法規定する大学
「短期大学を除く。以下この項において同じ。」において、心理学の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学

5

(児童自立支援専門員の資格要件)

る者でなければならない。 第四十八条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当す

· 一 略

養成施設を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を三 知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の

第四十三条 略

2 略

学の学部 において、心 第一項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大

の経験を有するものでなければならない。 集団の心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項目学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し学の学部

略

4

(職員)

第四十六条 略

2 3 略

4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学

経験を有するものでなければならない。

「世界法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の別でにより大学院への入学を認められた者であって、個人及び集別では同条に規定する大学の学部において、心理学に関する科目学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業したの学部

「おいて、心理の学部

5

る者でなければならない。 第四十八条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当す

(児童自立支援専門員の資格要件)

一·二 略

養成施設を卒業した者三年の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他

含むさな

二年以上であるもの 二年以上であるもの 三年以上であるもの 三年以上であるもの 二年以上であるもの 二年以上であるもの 二年以上であるもの 二年以上であるもの 二年以上であるもの 二年以上であるもの 二年以上であるもの 二年以上であるもの 三年以上であるもの 三年以上であるもの

五 七 略

たもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの状。を有する者であって、一年以上児童自立支援事業に従事し学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許八、教育職員免許法第二条第一項 に規定する小学校、中

四 学校教育法第一条に規定する大学の学部

二年以上であるものにおいて、社会福祉学、心理学、教育学工年以上であるものにおいて、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単を修めて卒業した者又は同条に規定する大学の学部において、若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程をがしては社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて立て、

五~七 略

たもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの資格を有する者であって、一年以上児童自立支援事業に従事し学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる学校教育法の規定により、同法第一条に規定する小学校、中